

議員提出第17号

過労死防止基本法の制定を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月14日

提出者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛成者 吉川市議会議員 高野 昇

〃 小林 昭子

吉川市議会議長 松 澤 正 様

提案理由 口 頭

過労死防止基本法の制定を求める意見書

労働者の過重な業務による疲労の蓄積や業務に起因する極度の心理的負荷等によって脳・心臓疾患や精神障害を発症して生ずる労働災害である「過労死」が社会用語となって、四半世紀が経とうとしているが、過労死・過労自殺は減るどころか、いっそう広がりつつある。

まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死で命を落としていくことは遺された家族にとっても、その労働者を雇用する企業及び事業所にとっても大きな損失であることは論を持たない。

しかし、労働者はいくら労働条件が厳しくても、会社にその改善を申し出るのは容易ではなく、また、個別の企業が労働条件を改善したいと思っても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

そこで、(1) 過労死はあってはならないことを国が宣言し、(2) 過労死をなくすための国・自治体・事業主の責務を明確にし、(3) 国は過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うことを柱とする「過労死防止基本法」の制定が必要である。

よって国におかれては、早急に過労死防止基本法を制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 14 日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣